

(New Technology Information System)

新技術情報提供システム

■新技術情報提供システム NETISとは

「新技術情報提供システム」とは、国土交通省が平成10年度より運用を開始し、民間企業等により開発され た※**新技術**の情報を公共工事等で活用し推進する目的でまとめられたBD(データベース)です。

そのDBは申請された技術情報と評価された技術情報から構成され、評価された技術情報を中心に運用され ています。

※ 「従来技術より活用効果が高い技術」または「従来にない画期的な技術」

【NETIS (評価・申請)情報件数】 (2015.3.5現在)

1) 評価情報:1209件 2) 申請情報:3355件

■有用な新技術

- ①推奨技術(21件) ②準推奨技術(47件) ③評価促進技術(0件) ④活用促進技術(30件)
- ※旧実施要領での技術の位置付け
- ⑤活用促進技術(旧)(77件) ⑥設計比較対象技術(290件) ⑦少実績優良技術(36件)



平成13 年度からはインターネットで一般にも公開され、容易に誰でも検索利用でき様々な新技術 の情報を容易に入手することが可能となっています。



平成18年より使用促進を図る目的で活用にあたっては工事成績評定点や総合評価方式の技術評 **価点向上などインセンティブが与えられ**、建設企業にとっても活用のメリットがあります。

■ NETISの概念図



■ NETIS(申請情報)の掲載期間は、当初にNETIS に登録した翌年度の4月1日から5年間とします。 但し、NETIS(評価情報)に掲載された技術は NETIS (評価情報) への掲載期間中、NETIS (申 請情報)での掲載も継続されます。

■ NETIS (評価情報) の掲載期間は継続審査等の 対象としない技術は、当初にNETIS登録した翌年 の4月1日から10年間となります。

■継続調査等の対象となった技術はNETIS(評価 情報)に反映された翌年度の4月1日から5年間と なります。但し掲載期限が変更された場合におい ても、掲載期間はNETIS登録した翌年度の4月1日 **から最大10年**です。

グルミア 新技術情報提供システム New Technology Information System 直轄工事等での 新技術の活用 『新技術活用評価会議』 による事後評価 評価情報 申請情報 情報の蓄積 新技術の開発・改良 工法 民間 亩 技術 請 公共工事等における新技術活用システム「NETIS」 登録までの手続きと活用方法 より

- ■**申請情報には**登録申請を受理した技術について登録申請書類に記載されている技術的事項、及び経済性に係る情報等の技術開発者の申請 情報が記載されています。
- ■評価情報には各地方整備局の新技術活用評価会議等による事前審査、事後評価結果に関する情報等が掲載されています。
- ■識別記号 ●継続審査等の対象となった技術
- ●継続審査等の対象としない技術

 - ●従来の実施要領による評価技術
- NETIS登録番号の末尾(-VR) NETIS登録番号の末尾(-V)

NETIS登録番号の末尾(-VE)

- NETIS登録番号の末尾(-A)
- ●評価情報が掲載されていない技術
- ■新技術情報提供システム NETISホームページアドレス http://www.netis.mlit.go.jp NETIS NETIS

■NETIS活用のメリット

▶開発者(登録)のメリット

- ✓ NETIS(申請情報) に登録されると、国及び地方 公共団体等の発注者、施工業者、コンサルタント 等に情報が提供されることによって、活用され る機会が増えることが期待できます。
 - (※国土交通省ではその技術を認定や推奨するものではなく、また登 録された新技術が必ず公共事業で活用されるとは限りません)
- ✓登録された技術が公共工事で活用され、活用の効 果が優れていた技術は「有用な新技術」に選定さ れる等があります。

▶施工者のメリット

✓技術評価点の向上

価格と技術提案の優劣を数値化して落札者を判定する 「総合評価落札方式」において、NETIS 登録技術を採用 した技術提案を行う事で技術評価点の向上が見込めます。

✓工事成績評定点の向上

NETIS 登録技術を活用した施工を行った場合、工事が 完成した段階で発注者により採点される丁事成績評表定 点の加点対象となります。施工のコスト縮減や工期短縮 の実現等、質の高い施工実績を残す事で、次回の入札に 有利となる評価につながります。

■評価例・・工事成績評定点で最大3点加点!!

創意工夫・新技術活用

【新技術活用】

「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大3点の加点**とする。

以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した 上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないもの

- □(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活 用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は3 点の加点とする。
- □(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活 用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。
- □(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活 用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1点の加点とする。
- □(該当技術数:)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程 度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。
- □ (該当技術数:) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程 度確認できた。 ※本項目は1点の加点とする。

※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。

※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数 の技 術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加 点とする。

■有用な技術について

○活用促進技術

各地方整備局等の新技術活用評価会議は、優れた技術の 活用促進を図るため、「活用促進技術」を指定します。 活用促進技術は、活用効果評価において総合的に普及し ており全国に普及することが有益と判断される技術等に 該当する技術から選考されます。指定された技術は「活 用推進技術(新技術活用評価会議(○○地方整備局)」 という名称を使用できます。



○推奨技術

○準推奨技術

本省の新技術活用システム検討会議は、公共事業等に関する技術の水準を一層高めるために 画期的な新技術を対象に「推奨技術」あるいは「準推奨技術」として選定します。選定された 技術は、「○○年度推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省)) 」又は「 ○○年度準 推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」という名称を使用できます。

また、他機関等の実績に基づき公共工事等に関する技術水準等を高めることが見込める技術に ○技術促進技術 ついては「技術促進技術」に位置づけられます。

●旧実施要領での技術の位置付け

○設計比較対象技術

活用効果評価において、技術の優位性が高く安定性が確認さえれている技術について は「設計比較対象技術」として位置づけ、設計業務において設計比較の対象とします。

○少実績績優良技術

活用効果評価において、技術の優位性が高いのと評価は得られているものの直轄工事 等における実績が少なく技術の安定性が確認されていない技術については、「少実績 優良技術」として位置づけ、技術の安定性が確認されるまでの間、活用等に努めます。